

広島県水道広域連合企業団管理規程第7号

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(職務の級) 第2条 (略) 2 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務(以下「基準となる職務」という。)の内容は、次の表に定めるとおりとする。</p>		<p>(職務の級) 第2条 (略) 2 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務(以下「基準となる職務」という。)の内容は、次の表に定めるとおりとする。</p>	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務	1級	主事又は技師の職務
2級	主任の職務	2級	主任の職務
3級	主査又は係長の職務	3級	主査又は係長の職務
4級	1 センター長の職務 2 地方機関の次長の職務 3 <u>地方機関の課長又は担当課長の職務</u> 4 参事又は課長代理の職務	4級	1 センター長の職務 2 地方機関の次長の職務 3 <u>地方機関の課長、事業所長又は担当課長の職務</u> 4 参事又は課長代理の職務
5級	1 本部の課長の職務 2 地方機関の長の職務	5級	1 本部の課長の職務 2 地方機関の長の職務
6級	1 経営部長の職務 2 技術部長の職務	6級	1 経営部長の職務 2 技術部長の職務
7級	事務局長の職務	7級	事務局長の職務
<p>(管理職手当) 第11条 管理職手当は、条例第4条の規定により管理職手当が支給される職(以下「管理監督職員」という。)は、次の表に掲げる職(企業長がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とし、月額により支給するものとする。</p>		<p>(管理職手当) 第11条 管理職手当は、条例第4条の規定により管理職手当が支給される職(以下「管理監督職員」という。)は、次の表に掲げる職(企業長がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とし、月額により支給するものとする。</p>	
組織	職	区分	
事務局	事務局長	1種	
	経営部長	2種	
	技術部長	2種	
組織	職	区分	
事務局	事務局長	1種	
	経営部長	2種	
	技術部長	2種	

本部	課長	3種
	センター長	4種
地方機関	所長	3種
	次長	4種
	課長	5種
	担当課長	5種

2—5 (略)

(単身赴任手当)

第17条の2 (略)

2 条例第10条第1項及び第2項の企業長が別に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1)―(5) (略)

3 条例第10条第1項本文及びただし書並びに第2項の企業長が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1)・(2) (略)

4 条例第10条第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡が必要があると認められるものとして企業長が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと企業長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、第2項に規定するやむを得ない事情に準じて企業長の定める事情（以下単に「企業長の定める事情」という。）により、同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと企業長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 事業所を異にする異動又は在勤する事業

本部	課長	3種
	センター長	4種
地方機関	所長	3種
	次長	4種
	課長	5種
	事業所長	5種
	担当課長	5種

2—5 (略)

(単身赴任手当)

第17条の2 (略)

2 条例第10条の企業長が別に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1)―(5) (略)

3 条例第10条本文及びただし書の企業長が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1)・(2) (略)

所の移転に伴い、住居を移転した後、企業長が別に定める特別の事情により、当該異動又は事業所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業所に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと企業長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(4) 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、企業長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと企業長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転した後、企業長が別に定める特別の事情により、当該異動又は事業所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業所に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと企業長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) 第1号から前号までの規定中「事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は職務復帰に伴い」と、「異動又は事業所の移転」とある

のを「適用又は職務復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(7) その他条例第10条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定める職員

5 (略)

6 新たに条例第10条第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式第7号による単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

7 (略)

8 第6項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を確認することができる場合として企業長が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

9 任命権者は、職員から第6項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条第1項又は第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

10 (略)

11 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った日（企業長が別に定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第6項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

12 (略)

13 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第10条第1項又は第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

14・15 (略)

4 (略)

5 新たに条例第10条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式第7号による単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

6 (略)

7 第5項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を確認することができる場合として企業長が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

8 任命権者は、職員から第5項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

9 (略)

10 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第10条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（企業長が別に定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第6項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

11 (略)

12 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第10条の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

13・14 (略)

(期末手当)
第36条の2 (略)

- (1) (略)
- (2) 6月1日に係る期末手当
 - ア 在職期間が3箇月の場合 100分の108.75 (管理職手当区分が1種から4種までの職員のうち、職務の級が5級以上の職員(休職にされている職員のうち、第36条の5第1項に該当する職員以外の職員を除く。)(以下「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の88.75)
 - イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の87 (特定幹部職員にあつては、100分の71)
 - ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の65.25 (特定幹部職員にあつては、100分の53.25)
 - エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の32.625 (特定幹部職員にあつては、100分の26.625)
- (3) 12月1日に係る期末手当
 - ア 在職期間が6箇月の場合 100分の108.75 (特定幹部職員にあつては、100分の88.75)
 - イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の87 (特定幹部職員にあつては、100分の71)
 - ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の65.25 (特定幹部職員にあつては、100分の53.25)
 - エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の32.625 (特定幹部職員にあつては、100分の26.625)

2・3 (略)

4 (略)

- (1) (略)
- (2) 第12項各号のいずれかに該当する職員
- (3) (略)

5—7

8 条例第16条の2前段の企業長が別に定める日(以下「期末手当支給日という。）」は、次の表に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(略)	(略)

(期末手当)
第36条の2 (略)

- (1) (略)
- (2) 6月1日に係る期末手当
 - ア 在職期間が3箇月の場合 100分の107.5 (管理職手当区分が1種から4種までの職員のうち、職務の級が5級以上の職員(休職にされている職員のうち、第36条の5第1項に該当する職員以外の職員を除く。)(以下「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の87.5)
 - イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の86 (特定幹部職員にあつては、100分の70)
 - ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の64.5 (特定幹部職員にあつては、100分の52.5)
 - エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の32.25 (特定幹部職員にあつては、100分の26.25)
- (3) 12月1日に係る期末手当
 - ア 在職期間が6箇月の場合 100分の107.5 (特定幹部職員にあつては、100分の87.5)
 - イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の86 (特定幹部職員にあつては、100分の70)
 - ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の64.5 (特定幹部職員にあつては、100分の52.5)
 - エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の32.25 (特定幹部職員にあつては、100分の26.25)

2・3 (略)

4 (略)

- (1) (略)
- (2) 第10項各号のいずれかに該当する職員
- (3) (略)

5—7

8 期末手当の支給日は、次の表に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(略)	(略)

- 9 (略)
- 10 条例第16条の2後段の企業長が別に定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
- (1) 期末手当基準日前1箇月以内に退職した職員で、期末手当基準日までの間に、条例の適用を受けることとなったもの、企業職員等となったもの又は特別職の職員となったもの（非常勤である者にあつては、任期付短時間勤務職員に限る。次号において同じ。）
- (2) 期末手当基準日前1箇月以内に退職した職員のうち、当該退職に引き続き国若しくは他の地方公共団体の職員その他企業長がこれらに準じると認める者となったもの
- (3) 期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員でその退職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、第2号介護休暇中、出生支援休暇中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち第36条の6第1項に規定する職員以外の職員であつたもの
- 11 期末手当基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が2回以上あるものについて前項の規定を適用する場合には、当該期末手当基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。
- 12 (略)
- (1) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2)―(4) (略)
- 13 (略)
- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第17項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) (略)
- 14―19 (略)
- (勤勉手当)
- 第36条の3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（第3項において準用する前条第3項各号に規定する職員にあつては、同項各号の規定により得られる勤勉手当基礎額）に、その職員の勤務成績による割合（第6項において「成

- 9 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)
- (1) 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日（条例第16条の2に規定する期末手当支給日をいう。以下同じ。）の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2)―(4) (略)
- 11 (略)
- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第15項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) (略)
- 12―17 (略)
- (勤勉手当)
- 第36条の3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（第3項において準用する前条第3項各号に規定する職員にあつては、同項各号の規定により得られる勤勉手当基礎額）に、その職員の勤務成績による割合（第6項において「成

績率」という。)と勤務期間による割合(第7項において「期間率」という。)とを乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日(条例第16条の3に規定する勤勉手当基準日をいう。以下同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2・3 (略)

4 前条第12項から第19項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第12項から第19項中「条例第16条の2」とあるのは「条例第16条の3」と、「期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

5 (略)

(1) (略)

(2) 前項において準用する前条第12項各号のいずれかに該当する職員

(3) (略)

6—9

10 勤勉手当支給日は、次の表に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

11 (略)

12 条例第16条の3後段の企業長が別に定める職員は、その退職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、第2号介護休暇中、出生支援休暇中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち第36条の6第2項に規定する職員以外の職員であつたもの並びに前条第10項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員とする。

13 前条第11項の規定は、前項の場合に準用する。

14 前2項の適用にあっては、前条第10項第1号若しくは第2号又は同条第11項の規定中「

績率」という。)と勤務期間による割合(第7項において「期間率」という。)とを乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日(条例第16条の3に規定する勤勉手当基準日をいう。以下同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2・3 (略)

4 前条第10項から第17項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第10項から第17項中「条例第16条の2」とあるのは「条例第16条の3」と、「期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日(条例第16条の3に規定する勤勉手当支給日をいう。)」と読み替えるものとする。

5 (略)

(1) (略)

(2) 前項において準用する前条第10項各号のいずれかに該当する職員

(3) (略)

6—9

10 勤勉手当の支給日は、次の表に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

11 (略)

期末手当基準日」とあるのは「勤勉手当基準日」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第36条の5 (略)

2—6 (略)

7 第2項ただし書又は第3項の規定の適用を受ける職員が、第2項ただし書又は第3項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、第36条の2第10項又は第36条の3第12項のいずれかに該当する職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、第36条の2第12項から第19項（第36条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において第36条の2第12項中「条例第16条の2」とあるのは、「第36条の5第7項」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第37条 (略)

2 (略)

3 第11条第1項の規定に関わらず、広島水道事務所（広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第6条第2項に規定する事務所をいう。）に置く課長（広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号）第3条第3項に規定する職をいう。）は、当分の間、管理監督職員に指定しないものとし、第11条及び第36条の規定は、当該課長には適用しない。

4 (略)

(休職者の給与)

第36条の5 (略)

2—6 (略)

7 第2項ただし書又は第3項の規定の適用を受ける職員が、第2項ただし書又は第3項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、その退職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、第2号介護休暇中、出生支援休暇中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち次条第2項に規定する職員以外の職員であつたもの並びに第36条の2第11項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、第36条の2第10項から第17項（第36条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において第36条の2第10項中「条例第16条の2」とあるのは、「第36条の5第7項」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第37条 (略)

2 (略)

3 第11条第1項の規定に関わらず、広島水道事務所（広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第6条第2項に規定する事務所をいう。）に置く課長及び事業所長（広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号）第3条第3項に規定する職をいう。）は、当分の間、管理監督職員に指定しないものとし、第11条及び第36条の規定は、当該課長及び事業所長には適用しない。

4 (略)

別表を次のように改める。

別表（第1条の2関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	197,700	278,200	314,100	368,700	457,100	484,400	534,400
2	198,800	279,200	315,600	370,400	461,100	488,400	538,400
3	200,000	280,200	317,000	372,000	467,100	494,400	544,400
4	201,100	281,200	318,400	373,600	475,100	502,400	552,400
5	202,200	282,200	319,400	375,200			
6	203,900	283,200	320,400	377,000			
7	205,500	284,100	321,400	378,500			
8	207,100	285,100	322,600	380,100			
9	208,700	286,100	323,800	381,400			
10	210,300	287,100	325,400	383,000			
11	211,900	288,100	327,000	384,600			
12	213,500	289,100	328,600	386,100			
13	215,000	290,100	329,800	388,000			
14	216,700	291,400	331,400	389,900			
15	218,400	292,700	333,000	391,800			
16	220,100	293,900	334,600	393,600			
17	221,300	295,100	336,000	395,100			
18	222,900	296,400	337,700	396,900			
19	224,500	297,600	339,300	398,600			
20	226,000	298,800	340,800	400,200			
21	227,500	299,800	342,200	401,900			
22	229,100	301,000	343,900	403,300			
23	230,700	302,200	345,200	404,700			
24	232,300	303,500	346,800	406,100			
25	233,900	304,800	348,000	407,500			
26	235,600	305,800	349,900	408,700			
27	236,900	306,800	351,500	409,900			
28	238,200	307,800	353,100	410,900			
29	239,500	308,900	354,400	412,000			
30	240,600	310,100	356,000	413,200			
31	241,700	311,200	357,600	414,300			
32	242,800	312,400	359,200	415,400			
33	243,900	313,500	360,800	416,100			
34	245,200	314,800	362,500	416,800			
35	246,600	316,100	364,300	417,400			
36	248,000	317,400	366,100	418,100			

37	249,400	318,600	367,600	418,700
38	250,800	319,900	369,000	419,300
39	252,200	321,200	370,400	419,800
40	253,600	322,500	371,800	420,200
41	255,000	323,800	373,300	420,600
42	256,200	325,000	374,700	420,800
43	257,500	326,300	376,000	421,100
44	258,800	327,400	377,500	421,400
45	260,000	328,300	378,700	421,700
46	261,200	329,600	379,700	422,000
47	262,400	330,900	380,800	422,300
48	263,600	332,200	381,900	422,600
49	264,700	333,300	382,800	422,800
50	265,800	334,600	383,800	423,100
51	266,900	335,800	384,800	423,300
52	268,000	337,000	385,700	423,600
53	268,900	338,300	386,700	423,800
54	269,900	339,300	387,600	424,100
55	270,900	340,400	388,500	424,400
56	271,900	341,500	389,400	424,700
57	272,900	342,200	390,200	424,900
58	273,800	343,100	390,900	425,200
59	274,600	343,800	391,700	425,500
60	275,500	344,600	392,500	425,700
61	276,300	345,400	393,100	425,900
62	277,100	345,800	393,800	426,200
63	277,900	346,300	394,500	426,500
64	278,600	347,000	395,200	426,700
65	279,300	347,800	395,700	426,900
66	280,100	348,500	396,400	427,200
67	280,900	349,200	397,000	427,500
68	281,500	349,800	397,600	427,700
69	282,200	350,300	398,000	427,900
70	283,000	350,900	398,600	428,200
71	283,700	351,400	399,200	428,500
72	284,400	352,000	399,800	428,700
73	285,100	352,300	400,200	428,900
74	285,800	352,800	400,700	
75	286,500	353,100	401,200	
76	287,200	353,500	401,800	
77	287,900	353,900	402,100	

78	288,500	354,400	402,500			
79	289,200	354,900	402,800			
80	289,800	355,400	403,200			
81	290,500	355,700	403,500			
82	291,100	356,100	403,800			
83	291,800	356,500	404,100			
84	292,500	356,900	404,400			
85	293,000	357,200	404,600			
86	293,600	357,600	404,900			
87	294,200	358,000	405,200			
88	294,900	358,400	405,400			
89	295,500	358,600	405,600			
90	296,100	359,000	405,800			
91	296,700	359,400	406,000			
92	297,400	359,800	406,200			
93	298,000	360,000	406,400			
94		360,300	406,600			
95		360,700	406,800			
96		361,000	407,000			
97		361,300	407,200			
98		361,700				
99		362,100				
100		362,500				
101		363,000				
102		363,400				
103		363,800				
104		364,200				
105		364,700				
106		365,100				
107		365,400				
108		365,700				
109		366,100				

別記様式第7号中「広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程(以下「規程」という。)第17条の2第5項」を「広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程(以下「規程」という。)第17条の2第6項」に、別記様式第23号中「第36条の2第11項」を「第36条の2第13項」に、別記様式第25号中「第36条の2第11項」を「第36条の2第13項」に、「第36条の2第17項」を「第36条の2第19項」に、別記様式第26号中「第36条の2第15項」を「第36条の2第17項」に、「第36条の2第17項」を「第

36条の2第19項」に改める。

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「条例」という。）及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。<u>以下「任期付職員条例」という。</u>）に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業職員で一般職に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）（以下「職員」という。）の給与（退職手当を除く。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定管理職員については、第1項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給は、勤務成績に応じて企業長が別に定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>4—6 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2—10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額1,300,000円程度以上、<u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円程度以上）</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「条例」という。）及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号）に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業職員で一般職に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）（以下「職員」という。）の給与（退職手当を除く。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定管理職員については、第1項の規定による昇給は、<u>企業長が別に定める。</u></p> <p>4—6 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2—10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額1,300,000円程度以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>

12・13 (略)

(通勤手当)
 第13条 (略)
 (1) (略)
 (2) (略)
 ア (略)

自動車又は自 転車等の片道 の使用距離	通勤手当の額	
	自動車を使用 する場合	自転車等を使 用する場合
(略)	(略)	(略)
4キロメー トル以上 6キロメー トル未満	<u>3,400円</u>	(略)
6キロメー トル以上 10キロメー トル未満	<u>5,100円</u>	(略)
10キロメー トル以上 14キロメー トル未満	<u>7,300円</u>	(略)
14キロメー トル以上 18キロメー トル未満	<u>9,400円</u>	(略)
18キロメー トル以上 22キロメー トル未満	<u>11,600円</u>	<u>5,100円</u>
22キロメー トル以上 26キロメー トル未満	<u>13,800円</u>	<u>6,100円</u>
26キロメー トル以上 30キロメー トル未満	<u>16,000円</u>	<u>7,100円</u>
30キロメー トル以上 34キロメー トル未満	<u>18,200円</u>	<u>8,100円</u>
34キロメー トル以上 38キロメー トル未満	<u>20,500円</u>	<u>9,100円</u>
38キロメー トル以上	<u>22,800円</u>	<u>10,200円</u>

12・13 (略)

(通勤手当)
 第13条 (略)
 (1) (略)
 (2) (略)
 (ア) (略)

自転車又は自 転車等の片道 の使用距離	通勤手当の額	
	自動車を使用 する場合	自転車等を使 用する場合
(略)	(略)	(略)
4キロメー トル以上 6キロメー トル未満	<u>3,300円</u>	(略)
6キロメー トル以上 10キロメー トル未満	<u>4,900円</u>	(略)
10キロメー トル以上 14キロメー トル未満	<u>7,000円</u>	(略)
14キロメー トル以上 18キロメー トル未満	<u>9,100円</u>	(略)
18キロメー トル以上 22キロメー トル未満	<u>11,300円</u>	<u>5,000円</u>
22キロメー トル以上 26キロメー トル未満	<u>13,400円</u>	<u>6,000円</u>
26キロメー トル以上 30キロメー トル未満	<u>15,500円</u>	<u>7,000円</u>
30キロメー トル以上 34キロメー トル未満	<u>17,600円</u>	<u>8,000円</u>
34キロメー トル以上 38キロメー トル未満	<u>19,800円</u>	<u>9,000円</u>
38キロメー トル以上	<u>22,100円</u>	<u>10,000円</u>

42 キロメートル未満			42 キロメートル未満		
42 キロメートル以上 46 キロメートル未満	<u>25,100 円</u>		42 キロメートル以上 46 キロメートル未満	<u>24,300 円</u>	
46 キロメートル以上 50 キロメートル未満	<u>27,400 円</u>		46 キロメートル以上 50 キロメートル未満	<u>26,500 円</u>	
50 キロメートル以上 54 キロメートル未満	<u>29,700 円</u>		50 キロメートル以上 54 キロメートル未満	<u>28,700 円</u>	
54 キロメートル以上 58 キロメートル未満	<u>32,000 円</u>		54 キロメートル以上 58 キロメートル未満	<u>30,900 円</u>	
58 キロメートル以上 62 キロメートル未満	<u>34,300 円</u>		58 キロメートル以上 62 キロメートル未満	<u>33,100 円</u>	
62 キロメートル以上 66 キロメートル未満	<u>36,500 円</u>		62 キロメートル以上 66 キロメートル未満	<u>35,300 円</u>	
66 キロメートル以上 70 キロメートル未満	<u>38,800 円</u>		66 キロメートル以上 70 キロメートル未満	<u>37,500 円</u>	
70 キロメートル以上 74 キロメートル未満	<u>41,100 円</u>		70 キロメートル以上 74 キロメートル未満	<u>39,700 円</u>	
74 キロメートル以上 78 キロメートル未満	<u>43,400 円</u>		74 キロメートル以上 78 キロメートル未満	<u>41,900 円</u>	
78 キロメートル以上 82 キロメートル未満	<u>45,700 円</u>		78 キロメートル以上 82 キロメートル未満	<u>44,100 円</u>	
82 キロメートル以上 86 キロメートル未満	<u>48,000 円</u>		82 キロメートル以上 86 キロメートル未満	<u>46,300 円</u>	
86 キロメートル以上	<u>50,300 円</u>		86 キロメートル以上	<u>48,500 円</u>	
		<u>11,200 円</u>			<u>11,000 円</u>

90 キロメートル未満		
90 キロメートル以上 94 キロメートル未満	<u>52,500 円</u>	
94 キロメートル以上 98 キロメートル未満	<u>54,800 円</u>	
98 キロメートル以上 102 キロメートル未満	<u>57,100 円</u>	
102 キロメートル以上 106 キロメートル未満	<u>59,400 円</u>	
106 キロメートル以上 110 キロメートル未満	<u>61,700 円</u>	
110 キロメートル以上 114 キロメートル未満	<u>64,000 円</u>	
114 キロメートル以上 118 キロメートル未満	<u>66,300 円</u>	
118 キロメートル以上 122 キロメートル未満	<u>68,600 円</u>	
122 キロメートル以上	<u>70,800 円</u>	

イ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 条例第9条第3号に掲げる職員で、自動車若しくは自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員又は自動車及び自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員のうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするもの

90 キロメートル未満		
90 キロメートル以上 94 キロメートル未満	<u>50,700 円</u>	
94 キロメートル以上 98 キロメートル未満	<u>52,900 円</u>	
98 キロメートル以上	<u>55,100 円</u>	

イ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 条例第9条第3号に掲げる職員で、自動車若しくは自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員又は自動車及び自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員のうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするもの

には、第1項第3号に定める額のほか、次項から第6項までに定めるところにより、1箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）を通勤手当として支給する。

- (1) (略)
- (2) 交通機関から自動車若しくは自転車等へ乗り継ぎをする場合又は自動車若しくは自転車等から交通機関へ乗り継ぎをする場合において利用する駐車場で、その乗り継ぎをする地の周辺にあるものであること（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所その他の職員の住居に係る駐車場を除く。）。ただし、特別の事由により、この規定により難いと企業長が認めるときは、この規定にかかわらず駐車料金を支給することができる。

(3) (略)

4・5 (略)

6—9 (略)

(特殊勤務手当の種類)

第18条 (略)

(1)—(12) (略)

(13) 応急復旧・応急給水作業従事職員の特殊勤務手当

(14) 危険物質取扱作業従事職員の特殊勤務手当

(除塵作業従事職員の特殊勤務手当)

第24条 除塵作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1回につき230円とする。

2・3 (略)

(鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当)

第25条 鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当は、職員が水道布設工事現場で鋼管内において監督又は検査（鋼管内に塗付され

には、第1項第3号に定める額のほか、次項から第6項までに定めるところにより、1箇月当たりの駐車料金の2分の1に相当する額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支給する。

(1) (略)

- (2) 交通機関から自動車若しくは自転車等へ乗り継ぎをする場合又は自動車若しくは自転車等から交通機関へ乗り継ぎをする場合において利用する駐車場で、その乗り継ぎをする地の周辺にあるものであること（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所その他の職員の住居に係る駐車場を除く。）。

(3) (略)

4・5 (略)

6 第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって同項に規定する1箇月当たりの駐車料金の2分の1に相当する額とする。

7—10 (略)

(特殊勤務手当の種類)

第18条 (略)

(1)—(12) (略)

(除塵作業従事職員の特殊勤務手当)

第24条 除塵作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき230円とする。

2・3 (略)

(鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当)

第25条 鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当は、職員が工業用水道事業又は水道用水供給事業の水道布設工事現場で鋼管内に

たシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある場合に限る。)に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき290円とする。

2・3 (略)

(充排水作業従事職員の特殊勤務手当)

第26条 充排水作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が交通をしゃ断することなく道路上で行う一連の管路の更新及び維持管理作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1回につき300円とする。

2・3 (略)

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水道施設又は河川の堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下この条において「応急作業等」という。)

イ (略)

(2)―(6) (略)

2・3 (略)

(応急復旧・応急給水作業従事職員の特殊勤務手当)

第30条の2 応急復旧・応急給水作業従事職員の特殊勤務手当は、正規の勤務時間として割り振られてする勤務以外の勤務(就業規則第2条に規定する企業団の休日もしくは就業規則第27条第1項に規定する代休日に勤務する場合を含む。)として、緊急用務処理のため招集に応じ漏水・断水に係る応急操作や応急給水、水道施設の復旧作業等の応急作業等に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1回につき2,000円とする。

2 応急復旧・応急給水作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第21号による応急復旧・応急給水作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支

において監督又は検査(鋼管内に塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある場合に限る。)に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき290円とする。

2・3 (略)

(充排水作業従事職員の特殊勤務手当)

第26条 充排水作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき300円とする。

2・3 (略)

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下この条において「応急作業等」という。)

イ (略)

(2)―(6) (略)

2・3 (略)

給するものとする。

- 3 応急復旧・応急給水作業従事職員の特殊勤務手当は、第 19 条第 3 項及び第 4 項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(危険物質取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

- 第30条の3 危険物質取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、毒物又は劇物を使用して検査作業及び事故処理の作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1 日につき250円とする。

- 2 危険物質取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第 22 号による危険物質取扱作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

- 3 危険物質取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、第 19 条第 3 項及び第 4 項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(勤勉手当)

第36条の3 (略)

2—5 (略)

- 6 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。ただし、企業長は、第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、1 号及び 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 125.25 以上 100 分の 318.75 以下 (特定幹部職員 (第 36 条の 2 第 3 項第 2 号アに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。)) にあつては、100 分の 151.25 以上 100 分の 378.75 以下)

イ 勤務成績が優秀な職員 100 分の 113.75 以上 100 分の 125.25 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 136.75 以上 100 分の 151.25 未満)

ウ 勤務成績が良好な職員 100 分の 102.25 (特定幹部職員にあつては、100 分の 119.25)

エ 勤務成績が良好でない職員 100 分

(勤勉手当)

第36条の3 (略)

2—5 (略)

- 6 職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、企業長が別に定めるものとする。

<p>の 102.25 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 119.25 未満)</p> <p>(2) 任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 100 分の 88.75 以上 100 分の 266.25 以下</p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 100 分の 78.75</p> <p>ウ 勤務成績が良好でない職員 100 分の 72.25 以下</p> <p>7—14 (略)</p>	<p>7—14 (略)</p>
--	-----------------

別記様式第14号及び別記様式第16号を次のように改め、別記様式第20号の次に次の2様式を加える。

別記様式第14号 (第24条関係)

除塵作業従事実績簿							
年		月分		所属	職名	氏名	
確認欄	回	作業従事日	時	作業の内容	作業場所	備	考
	1						
	2						
				(中	略)		
	8						
	9						
	10						
計							

別記様式第16号 (第26条関係)

充排水作業従事実績簿							
年		月分		所属	職名	氏名	
確認欄	回	作業従事日	時	作業の内容	作業場所	備	考
	1						
	2						
				(中	略)		
	8						
	9						

	10				
計					

別記様式第21号（第30条の2 関係）

応急復旧・応急給水作業従事実績簿							
年 月分		所属	職名	氏名			
確認欄	回	作業従事日	作業の内容	作業場所	備	考	
	1						
	2						
			(中	略)			
	8						
	9						
	10						
計							

別記様式第22号（第30条の3 関係）

危険物質取扱作業従事実績簿							
年 月分		所属	職名	氏名			
確認欄	日	作業従事時間	作業の内容	作業場所	備	考	
	1						
	2						
			(中	略)			
	28						
	29						
	30						
	31						
計							

別記様式第21号を別記様式第23号と、別記様式第22号を別記様式第24号と、別記様式第23号を別記様式第25号と、別記様式第24号を別記様式第26号と、別記様式第25号

を別記様式第27号と、別記様式第26号を別記様式第28号とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与等は、改正後給与規程の規定による給与等の内払とみなす。